

# 真鶴町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 神奈川県足柄下郡真鶴町

事 業 名 : 真鶴町公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月  
改 定 日 :

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度 (供用開始後19年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	地方公営企業法全部適用
処理区域内人口密度	44.9 人/ha (令和6年度末時点)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	真鶴処理区(1処理区)		
処理場数	隣町処理施設へ汚水処理を委託しているため処理場はない。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化ではないが、隣町との「下水の処理に関する事務の事務委託に関する協定書」に基づき汚水処理を実施。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料の体系は、水道使用量を算定基礎とする基本料金と従量料金(超過料金)の二部料金制を採用している。 料金(消費税別)は、使用水量が0m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> までの使用者については基本料金(1か月当たり1,381円)のみを、11m <sup>3</sup> 以上の使用者には基本料金に超過料金(172円/m <sup>3</sup> )を負担していただいている。 料金は真鶴中継ポンプ場の維持管理費に充当しており、維持管理費総額の約80%を占めている(令和6年度決算上の割合)。 料金改定は平成18年度の供用開始時から消費税率の改正に伴う増額以外行っていないが、今後の収支・資金見通しや今後の施設に係る更新需要、業務指標及び経営指標の状況のほか、料金審議会の答申を踏まえ検討、実施する。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 3,411 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 3,341 円
	令和5年度 3,411 円		令和5年度 3,462 円
	令和6年度 3,411 円		令和6年度 3,474 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	<p>都市基盤課上下水道管理係(事務系) 4名(うち2名土木事業又は水道事業と兼務)                  工務係(技術系) 4名(うち4名土木事業及び水道事業と兼務)                  上記には、管理職(課長)が1名含まれているとともに、兼務職員については原則として一般会計において一時的に人件費を負担し、所定の按分割合をもとに下水道事業会計から人件費相当額を負担金として支払っている。</p> <pre>                 graph TD                 A[町長 (管理者)] --- B[参事兼都市基盤課長 (技術) ※兼務]                 B --- C[上下水道管理係長 (事務) ※兼務]                 B --- D[工務係長 (技術) ※兼務]                 C --- E[事務職員 3名 ※うち1名兼務]                 D --- F[技術職員 3名 ※兼務]                 </pre>
事業運営組織	<p>令和7年8月組織再編により、下水道事業を主管する上下水道課が一般会計における土木・港湾事業を主管するまちづくり課と統合され、都市基盤課として再編された。                  技術職員のうち2名は、採用から間もない経験年数の浅い職員であるが、かかる職員も含め庁内の技術職員の全員が土木事業、水道事業及び下水道事業を兼務し、各事業の知見やノウハウの蓄積を目指している。                  また、料金徴収部門の組織内委託、施設(中継ポンプ場)維持管理業務の民間委託等により組織のスリム化・効率化や経費の節減を図っている。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	真鶴中継ポンプ場維持管理業務の民間委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

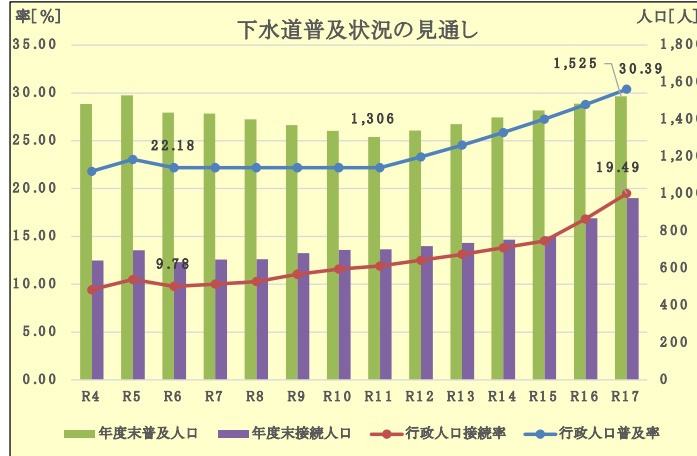
<p>令和5年4月に地方公営企業法を適用したことから、直近の経営比較分析は令和5年度～令和6年度までの2か年の決算数値に対する事業年度間の比較分析を行っている。                  適正な料金水準か否かをはかる経費回収率は、令和6年度決算で22.49%と100%を大きく下回っており、令和5年度の21.97%からはわずかに上昇したものの、依然として著しく低い水準となっている。                  これは、下水道整備済区域における接続率の低迷、下水道未整備区域の残存等により、水洗化率が44.08%と低い水準に留まっており、公共下水道の普及が進んでいないことが原因と考えられる。なお、処理区域内人口を行政人口で除した指標(以下「下水道普及率」という。)は、22.18%と県下最低水準となっている。</p>
--

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

令和5年度以降は、新たな下水道管渠の整備(以下「面整備」という。)を当面の間停止し、整備済区域における接続率の向上に注力する方針(以下「現行方針」という。)となったことから、再開までの間、供用開始区域の拡大に伴う人口増は見込めず、町の人口推計(「第3期真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン」における推計をいう。以下同じ。)と同様に推移するものと考え、令和6年度の実績値から年0.3～2.4%程度の減少を見込んでおり、現状における面整備凍結期間の最終年とする令和11年度においては1,306人を見込む。

面整備再開予定と見込んだ令和12年度以降は、町の人口推計をベースとしつつ、面整備を実施していた令和5年度以前の水準(下水道普及率20%程度)で当初は推移するものと見込んでいるが、潜在的接続人口が相対的に多く見込まれるJR真鶴駅北側の整備を行う予定であることから、下水道普及率ベースで年1%～1.5%程度の増加を見込むこととし、計画期間の最終年となる令和17年度は、下水道普及率30%程度となる1,525人を見込んでいる。

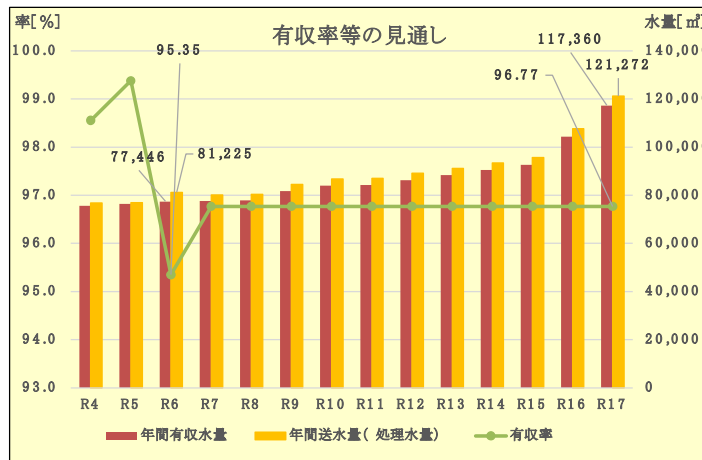


### (2) 有収水量の予測

一般的に、新たな接続人口の獲得等がない場合は、人口減少や少子高齢化の進展、物価高騰に伴う節水意識の向上等により、今後有収水量は緩やかに減少していくものと見込まれる。

現行方針下においては、供用開始区域の拡大に伴う有収水量の増加は期待できない一方で、令和5年度は11件、令和6年度は5件のそれぞれ新規接続があったことから、現行方針下においても新規接続の獲得は可能であり、人口減少等の影響を直ちに受けるものではないものと考えている。

したがって、現行方針期間の令和11年度までの間も含め、町の人口推計に連動した有収水量の減少要素と接続勧奨及び面整備再開の効果としての新規接続による有収水量の増加要素のそれぞれを踏まえるとともに、JR真鶴駅北側の整備による効果が本格的に発現する令和16年度以降は大きく増加するものと見込み、計画期間の最終年となる令和17年度は117,360mを見込んでいる。なお、算定方法は実績ベースの年間有収水量を接続人口で除して1人あたりの有収水量を算定し、各年において見込まれる接続人口にこれを乗じて算定している。



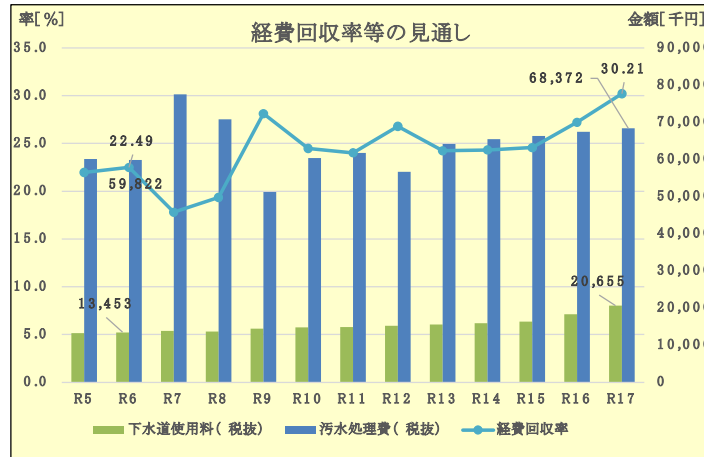
### (3) 使用料収入の見通し

現行方針下においては、有収水量同様、供用開始区域の拡大に伴う増加は期待できないほか、令和4年度末に開催した上下水道料金審議会において、接続率が低いこと等の理由から、下水道使用料の料金水準は「現状維持」とすべき旨の答申を受けていることから、料金改定による増加についても当面は期待できない状況である。

一方で、下水道事業の経費回収率は令和6年度決算で22.49%という著しく低い水準となっており、汚水処理の財源を使用料収入で十分に賄えていないことから、接続勧奨による使用料収入の確保はもちろん、未普及区域において潜在的に下水道への接続が期待できる区域については、費用対効果を検証しつつ、下水道の整備を再開の上、更なる使用料収入の確保を図るべきである。

今後、使用料収入は有収水量の推移と同様の推移を辿るものとして、計画期間の最終年となる令和17年度は約2,000万円を見込んでいる。なお、算定方法は実績ベースの下水道使用料を年間有収水量で除して1㎡あたりの収入単価を算定し、各年において見込まれる年間有収水量にこれを乗じることで算定している。

一方で、前記の収入確保に向けた取組を進めてもなお経営戦略期間中の経費回収率の推計値は平均25.34%程度となっており、事業費を事業収入で賄うことができていないといえないことから、安定した経営基盤の確保に向けて、引き続き適正な料金水準の検討を進めていくこととする。



### (4) 施設の見通し

下水道の供用開始が平成19年3月であること、下水道管渠の耐用年数が50年であること等から、経営戦略期間中において、老朽化による管渠施設の更新は見込んでいないが、真鶴中継ポンプ場については、令和6年度～令和10年度までの現行ストックマネジメント計画に基づき、耐用年数に応じて計画的に改築・更新を行うことで、効率的かつ効果的な施設の維持管理を行っていく予定であり、旧経営戦略期間における事業費も合わせて令和10年度までに約2,400万円の改築・更新事業費を計上する見込みである。

なお、ストックマネジメント計画は5年ごとに改定を行い、令和11年度以降も約500万円/年の改築・更新事業費を計上する見込みであり、国庫補助金も活用しつつ継続的な事業実施及び維持管理を行っていく。

また、面整備再開後の令和12年度以降にあつては、潜在的接続人口が相対的に多く見込まれるJR真鶴駅北側の整備を開始する想定とし、令和13年度には2か年の計画で約2.4億円の幹線管渠の整備に着手し、以降約6,000万円/年の整備事業費をもって未普及区域への下水道整備を進めていくこととする。

### (5) 組織の見通し

技術職員の不足については、全国的に問題となっているところ、町においては、庁内の技術職員の全員が土木事業、水道事業及び下水道事業を兼務しているほか、技術職員4名のうち2名は採用から間もない経験年数の浅い職員であり、経験豊富な職員1名についても間もなく定年となる見込みであることから、下水道事業に注力して知見やノウハウの蓄積、技術継承を行っていくことが課題となっている。

また、事務職員についても、企業会計に精通した人材の育成が課題となっており、現状は県からの派遣職員を充てて対応しているが、町の職員において企業会計に係るノウハウを蓄積し、会計事務に関して自立できるよう努めていく必要があるところ、全体的に職員が不足しており、十分にノウハウの継承ができていないと見られる現状である。

今後、事業にあたる職員の増員や、将来的なPPP(官官連携、官民連携)の実施等、ノウハウの継承及び事業の持続性確保に向けた検討をより一層進めていく必要がある。

### 3. 経営の基本方針

#### 【これまでの経緯】

本町の下水道は、神奈川県が未着手都市に対する技術支援の一環として実施した調査結果から、湯河原町の下水終末処理場で処理する「広域処理方式」が最適であるとの結論が出されたことに基づき平成2年度から事業着手し、当初は、用途指定地域を中心とした市街地について公共下水道を整備することとし、計画期間を平成2年度から22年度の20年間とし、計画面積を175haとした全体計画を策定した。その後平成22年度に社会・経済状況の変化に即応した見直しを行い、下水道計画区域は125haとなっている。現事業計画区域は、この内最も市街化が進んでいる61haとなっている。

整備方針は、地形的な要因から予定処理区域の大部分の汚水を低地に集約させ、ポンプ施設により湯河原町へと圧送する計画で管渠を整備している。ポンプ施設については、設置場所の選定や工事内容で周辺住民との調整に時間を要したが、平成12年度に用地の取得、平成13年度に調査設計、平成14年度より建設工事に着手し、平成18年度に完成し、平成19年3月28日より供用開始した。令和6年度末の整備面積は32.38haで、下水道人口普及率は22.18%と県下では最低水準となっている。

#### 【将来の見通し】

現状は、整備による接続可能世帯が増え有収水量は増加しているものの、令和6年度末時点の接続率は約44%であり他自治体と比べ低水準となっている。今後、整備済区域においても人口減少が見込まれ、財政面に影響を及ぼす厳しい状況はより進行していくものと推定される。

#### 【基本方針】

- ① 平成26年1月作成の国土交通省、農林水産省、環境省3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」により、下水道未整備地域を令和8年度までに概成することが求められているが、本町の令和6年度末時点の整備状況や整備方針を踏まえ、国の求めに応じた整備概成は達成できず、また、未整備区域(面積)の整備概成時期を具体的に見通すことも難しい状況にある。将来的な新規管渠整備については、国の動向も注視しつつ、国庫補助の有無を含めた費用対効果の観点から、長期的視点で要否を検討・判断した上で推進していく必要がある。
- ② 下水道事業に対する理解を深めるため、下水道の日に絡めた施設見学会の実施や町広報・ホームページを利用した周知に努める。また、現行方針下においては民間委託や補助などの接続率向上に向けた新たな事業を検討の上、供用開始済区域内の未接続世帯を対象とした接続動員に注力し、接続世帯数を増加させる取組みにより財源の確保に努めていくとともに、経費節減の観点も併せ、効率的な事業運営を図っていくものとする。
- ③ 安全で安心な暮らしを実現するため、ストックマネジメント計画による耐震化を含めた施設の改築・更新、台帳システムを活用した管路データの適正な管理、業務継続計画(BCP)に基づく災害時の早期かつ適切な対応を実施する。
- ④ 安定した経営基盤の確立のため、「事業管理計画」の早期策定に努め、その後、計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、必要に応じて計画見直しを実施する。見直し作業は、PDCAサイクルを活用した分析結果を基に行うこととする。
- ⑤ 下水道使用料の収納率については、臨戸訪問等による更なる収納率向上を目指す。
- ⑥ 一般会計繰入金については基準外繰入をしなければ事業運営ができない状況であるが、今後は繰入額の平準化と将来的な通減に向け、起債償還額に対しては、資本費平準化債を充て平準化を図ること、使用料改定の検討、経費削減の徹底、計画的な修繕・維持管理による施設の改築・更新費の平準化に努め、少しでも一般会計に依存しない事業運営を目指す。
- ⑦ 下水道事業の運営に当たっては、令和5年4月から地方公営企業法を適用したことを契機として、事業の財政状況及び経営成績を的確に把握・分析し、その結果を活かすことにより効率的かつ効果的な事業運営を目指すとともに、事業の運営状況を明確にし、町民への説明責任を果たしていく。
- ⑧ 現行方針下において、年間送水量(処理水量)を86,220m<sup>3</sup>まで約1万m<sup>3</sup>引き上げることを目標とするとともに、面整備再開後の令和13年度以降は、潜在的接続人口が相対的に多く見込まれるJR真鶴駅北側の整備を開始し、更なる使用料収入の確保を図っていく。
- ⑨ 職員数の減少等により、工事施工や事務・技術継承が課題となっていることを踏まえ、町単独の事業運営にとらわれず、将来的なPPP(官官連携、官民連携)の実施等、経営基盤の安定化や事業の持続性の確保に向けた検討を進めていく。
- ⑩ ①～⑨までの基本方針をもとに、経営健全化を進めるとともに、料金水準の検証及び収支構造の適正化に向けた計画の見直しを定期的実施し、計画期間の最終年である令和17年度までに別紙「経費回収率の向上に向けたロードマップ」に示す経営目標の達成を目指す。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

#### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	<p>管渠施設にあっては、現行方針を継続する令和11年度までの間は、新規下水道管渠整備費を0円と見込むことで、新規投資額の抑制を図るとともに、面整備再開後の令和12年度以降にあっては、約6,000万円/年の整備事業費を計上し、公共下水道の普及促進及び使用料収入の増加による事業の採算性確保を目指す。なお、令和13年度～令和14年度までの2か年にあっては幹線の管渠整備を行うため約2.4億円の整備事業費を見込んでいる。</p> <p>ポンプ場施設にあっては、5年毎に改定を予定しているストックマネジメント計画に基づき、約500万円/年の改築更新事業費を計上し、切れ目なく効率的・効果的な維持管理を行うとともに、計画的な改築更新によりライフサイクルコストの縮減を図る。</p> <p>なお、下水道の供用開始が平成19年3月であること、下水道管渠の耐用年数が50年であること等から、老朽化による管渠施設の更新事業費は見込んでいない。</p>

令和8年度における事業費は当初予算額をベースとして算定し、令和9年度以降の事業費は経費の性質別に次のとおり算定している。

##### ○建設改良費

管渠施設にあっては、面整備再開後の令和12年度以降は約6,000万円/年の整備事業費を計上するとともに、令和13年度以降は潜在的接続人口が相対的に多く見込まれるJR真鶴駅北側の整備を開始する想定であり、県道740号線の幹線管渠整備費として約2.4億円の整備事業費を計上する見込みである。

ポンプ場施設にあっては、現行ストックマネジメント計画に基づく事業実施が想定よりも早く完了する見込みであり、令和9年度～令和10年度までは更新事業費は見込んでいない。令和11年度からの次期計画は令和10年度に策定予定であり、対象施設として電気機械設備等、改築更新事業費として約500万円/年を見込んでいる。

また、「広域処理方式」により湯河原町の施設整備費に対し、「建設負担金」として応分の負担をしているが、今後も湯河原町のストックマネジメント計画に則った浄水センター監視制御設備等の更新工事の実施が予定されているところ、当該計画に基づき真鶴町の負担額を算定している。

令和9年度以降にあっては、計画等により見通しが明らかなものについては当該計画等をベースに事業費を算定し、計画等のないものについては、これまでの実績等の平均値等をベースに事業費を算定し、計画等の有無にかかわらず近5年間～10年間の国内の下水道工事における建設工事費デフレーターの前年比平均値をもとに上昇率を見込んで算定している。

##### ○減価償却費

前記建設改良費をベースに、取得が想定される資産に応じた耐用年数から、定額法により算定している。

##### ○企業債元利償還金

令和6年度末時点で借入済の銘柄については、既存の償還計画をベースに算定し、未借入の銘柄については、後出の財源計画に基づく起債発行額をベースに各年の元利償還額を算定している。なお、借入条件は次のとおりとしている。

(建設改良企業債及び資本費平準化債)

固定金利方式、半年賦元利均等償還(据置期間なし)、償還期間10年～25年、借入金利1.28%～2.40%

(特別措置分に係る企業債)

固定金利方式、半年賦元金均等償還(据置期間なし)、償還期間15年、借入金利1.28%～2.40%

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>新規下水道管渠整備費に係る国庫補助制度にあつては、国において汚水処理施設の概成を目指す令和8年度までを時限としており、令和9年度以降の見通しは不透明であるが、本町においては下水道普及率が著しく低く、概成にはほど遠い現状であり、令和12年度以降の面整備再開後にあつて、国庫補助に係る地方財政措置がされない場合、下水道事業の経営を著しく圧迫することとなるため、国庫補助財源確保に向けて要望活動等を継続していく。</p> <p>また、現状は下水道使用料収入の金額が著しく少なく、下水道事業債や一般会計からの繰入金を財源に事業運営を行っているところであるが、接続率向上に向けての接続奨励の取組や面整備再開による供用開始区域の拡大により、事業の採算性を確保するとともに、経費回収率の向上を目指し、借入金や一般会計繰入金に依存しないよう、経営基盤の安定化を目指す。</p>
-----	---

<p>令和8年度における財源は当初予算額をベースとして算定し、令和9年度以降の財源は性質別に次のとおり算定している。</p> <p>○下水道使用料 令和4年度～令和6年度の収入単価平均に、各年において見込まれる年間有収水量を乗じて算定している。</p> <p>○企業債 建設改良企業債については投資計画をベースに、起債対象事業費から国庫補助金といった他の財源を控除した額を基準として借入可能な額を算定している。資本費平準化債については、建設改良企業債や特別措置分に係る企業債の発行額及び元金償還金の金額を算定の上、各年の元金償還金総額から各年の減価却費等を控除した金額をベースに算定している。</p> <p>特別措置分に係る企業債については、業務指標や平成17年度以前における企業債に係る基礎数値をベースに、措置対象となる元金償還金の金額を算定の上、業務指標等に基づく係数を乗じて発行可能額を検証し、借入可能な額を算定している。</p> <p>○国庫補助金 未普及対策に係る国庫補助金については見通しが不透明であることを踏まえ、財源として考慮していない。一方で、ストックマネジメント計画対象事業に係る国庫補助金については、補助率を1/2とした上で各年の補助対象事業費をベースに算定している。</p> <p>○一般会計繰入金 投資計画をベースに各年の財源充当シミュレーションを行い、使用料収入や附帯収益で不足する分を一般会計繰入金として算定している。</p> <p>○長期前受金戻入 財源充当が想定される資産ごとの耐用年数に応じて算定している。</p>
---

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>令和8年度における事業費は当初予算額をベースとして算定し、令和9年度以降の事業費は経費の性質別に次のとおり算定している。</p> <p>○人件費 令和7年8月1日時点の人員配置を基準に、全国的な人件費の上昇傾向を踏まえ、直近5年間～10年間の人事院勧告における一般職員の平均年間給与の対前年度増減率平均をもとに、経営戦略期間中における上昇推移を見込んでいる。</p> <p>○その他経常的経費等 全国的な物価高騰を踏まえ、令和2年度基準の全国総合消費者物価指数の年度平均値について、直近5年間～10年間の対前年度比平均値をもとに、経営戦略期間中における上昇推移を見込んでいる。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>本町は隣町の処理施設で汚水処理を委託していることから、事業開始当初(平成19年3月)から一定程度広域化や共同化に資する経費削減等の効果享受しているものと考えている。</p> <p>今後は、県主導の広域化・共同化計画に基づく各ワーキンググループでの活動を通じ、更なる広域化・共同化の取組について検討していく。</p>
投資の平準化に関する事項	<p>令和5年度に策定したストックマネジメント計画をはじめとし、各種施設整備計画を今後策定の上、計画的な整備・改築更新を行い、投資の平準化に努めていく。</p>
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<p>職員数の減少等により、工事施工や事務・技術継承が課題となっていること等を踏まえ、ウォーターPPの導入可能性調査を2026年度に予定しており、この調査結果に基づいてウォーターPPP導入の是非を検証する予定である。</p> <p>経営基盤の安定化や事業の持続性の確保に向けて、下水道事業体間の「官民連携」のみならず、対民間事業者の「官民連携」についても両輪で検討していき、本町下水道事業においてより有効な方策を選択していく。</p>
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>本町の下水道使用料は、県下において高水準にある一方で、下水道普及率や接続率が低水準にあることから、現状において下水道料金を改定することは、既接続世帯への負担増と公平性への配慮の観点から困難であると考えている(令和4年度料金審議会答申における意見)。</p> <p>現行方針下においては供用開始済区域の接続率向上に注力し、一定の公平性等が担保されるようになったら改めて料金審議会を開催し、審議会の答申内容も踏まえ、料金改定の可否を継続的に検討していくことで、経費回収率の向上を目指していく。</p>
資産活用による収入増加の取組について	<p>現在、具体的に計画しているものはないが、今後も検討を続けていく。</p>
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	職員数の減少等により、工事施工や事務・技術継承が課題となっていること等を踏まえ、ウォーターPPPの導入可能性調査を2026年度に予定しており、この調査結果に基づいてウォーターPPP導入の是非を検証する予定である。 経営基盤の安定化や事業の持続性の確保に向けて、下水道事業者間の「官官連携」のみならず、対民間事業者の「官民連携」についても両輪で検討していき、本町下水道事業においてより有効な方策を選択していく。
職員給与費に関する事項	現行業務の洗い出しを行い、業務別に直営実施と外部委託の有効性を検証し、必要に応じて外部委託に切り替えることで、経費削減及び経営の効率化を図っていく。
動力費に関する事項	令和3年度の本町「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、今後のストックマネジメント計画の策定にあたって、脱炭素、省エネルギーの視点も導入することで、設備の高効率化及び省エネルギー化による経費削減及び経営の効率化を図っていく。
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき、適時・適切な方法で改築更新及び維持保全を行うことで、ライフサイクルコストの縮減に努めていく。
委託費に関する事項	現行業務の洗い出しを行い、業務別に直営実施と外部委託の有効性を検証し、必要に応じて外部委託に切り替えることで、経費削減及び経営の効率化を図っていく。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	人口減少、経済情勢の見通しといった中長期的な各種指標のほか、面整備の再開状況、官民連携の取組状況といった抜本的な経営状況・体制等に関して、本経営戦略策定後に著しい変化等が生じる可能性があることを踏まえ、少なくとも5年に1回の頻度で本経営戦略の事後検証又は改定を行うこととする。 また、JR真鶴駅北側の幹線整備にあつては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく都道府県代行制度の活用が可能であるが、現状では令和13年度以降における時限立法の見通しが不透明であることから、町単独での整備を見込んでいる。 町の財政負担を踏まえれば、代行制度を活用することが望ましいため、活用の目途が立ち次第、本経営戦略について見直しを行うこととする。
---------------------	---

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

神奈川県 真鶴町

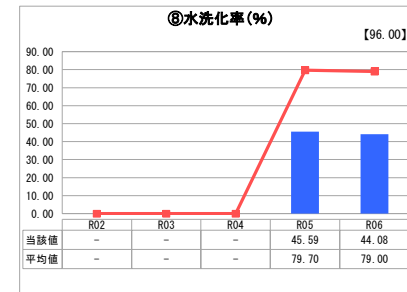
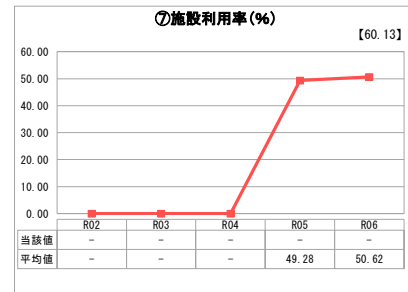
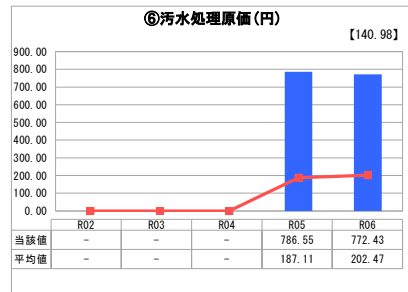
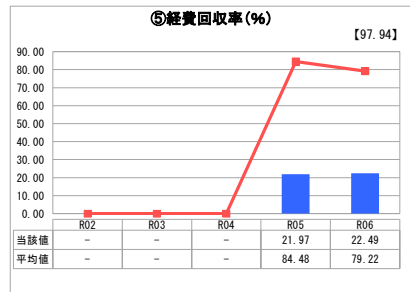
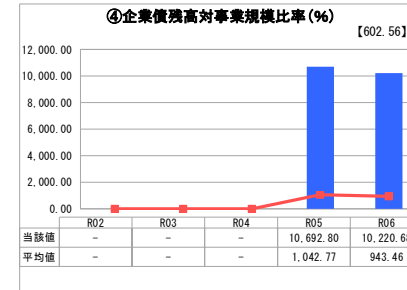
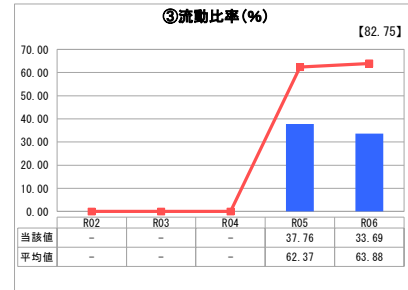
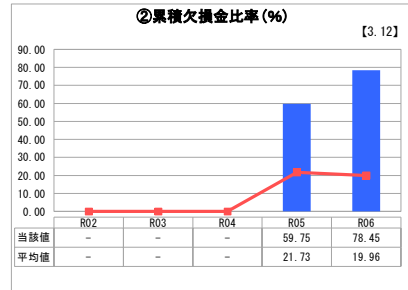
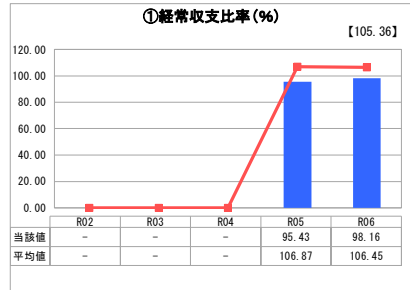
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
-	63.43	22.18	-	3,411

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,553	7.05	929.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,436	0.32	4,487.50

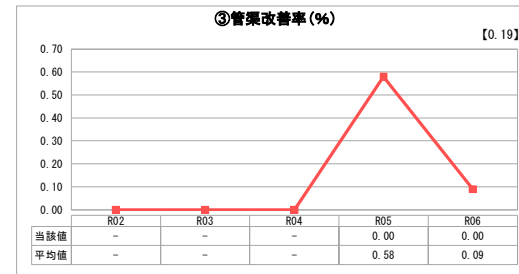
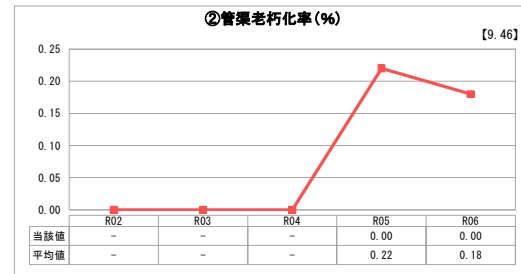
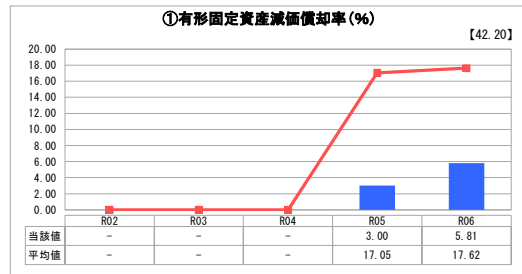
**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率は100%を下回り、また、単年度収支が赤字となっていることにより②累積欠損金比率も生じております。これらとともに、一部の経常費用の財源に企業債収入を充当していることによるものです。

③ 流動比率は、類似団体平均値を下回り100%未満ですが、これは、保有現金に対して企業債等の償還額が高額であるためです。

④ 企業債残高対事業規模比率は類似団体平均値よりも非常に高い水準に、⑤経費回収率は非常に低い水準に、⑥汚水処理原価は非常に高い水準となっております。これは、経常費用の財源の大部分を一般会計繰入金で賅っており、使用料収入額（年間取水量）が低く、汚水処理原価が使用料単価を大きく上回っていることが原因と考えられます。

なお、企業債償還額を超える借入は行っていないため、今後④は低下していくものと見込まれますが、増続動員による接続率の向上に伴う使用料収入の増や汚水処理原価の削減の取組みを進め、⑤⑥比率の改善にも努める必要があります。

⑧水洗化率は類似団体平均値よりも低い水準となっております。これは、下水道事業の供用開始時期が遅く（平成19年3月～）、法定耐用年数（50年）を経過した管渠延長の該当が無く、管渠についての更新投資・老朽化対策はまだ行っていないことから、両比率ともに0%となっております。

なお、今後は、進展する老朽化への対策として令和5年度に策定した真鶴町下水道ストックマネジメント計画に基づき、ポンプ場施設を中心に計画的な改築・更新を進めてまいります。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は類似団体平均よりも低い水準となっておりますが、これは、本町における地方公営企業法の適用が令和5年度であり、令和4年度末までの償却累計額相当分を資産価格から差し引いて法適用初年度当初の取得価格としたことによるもので、実際には電気機械設備を中心に耐用年数を既に経過しているものが多数あります。

②管渠老朽化率及び③管渠改善率は、下水道事業の供用開始時期が遅く（平成19年3月～）、法定耐用年数（50年）を経過した管渠延長の該当が無く、管渠についての更新投資・老朽化対策はまだ行っていないことから、両比率ともに0%となっております。

なお、今後は、進展する老朽化への対策として令和5年度に策定した真鶴町下水道ストックマネジメント計画に基づき、ポンプ場施設を中心に計画的な改築・更新を進めてまいります。

### 全体総括

現状、供用開始から間もないため、耐用年数に達する管渠は無く、老朽化に伴う管渠の更新は行っていませんが、ポンプ場設備の改築・更新は今後計画的に行っていく必要があります。

また、人口減少等による使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う維持管理費・更新費用の増加など、下水道事業を取り巻く状況は今後一段と厳しくなることが見込まれます。そのような中、現在の経営状況は、経費回収率と流動比率が類似団体平均と比べ低い水準であり、下水道使用料で賅うべき費用に対する資金の不足を示しており、繰入れ等による他会計資金に頼って事業運営している状況となります。

今後、令和7年度に令和8年度～令和17年度を計画期間とする新たな経営戦略を策定いたしました。今後、同戦略に基づき、使用料収入の増収を中心とした下水道事業の経営改善に努めてまいります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 経費回収率の向上に向けたロードマップ

真鶴町公共下水道事業

## 1 業務指標又は経営指標の見通し

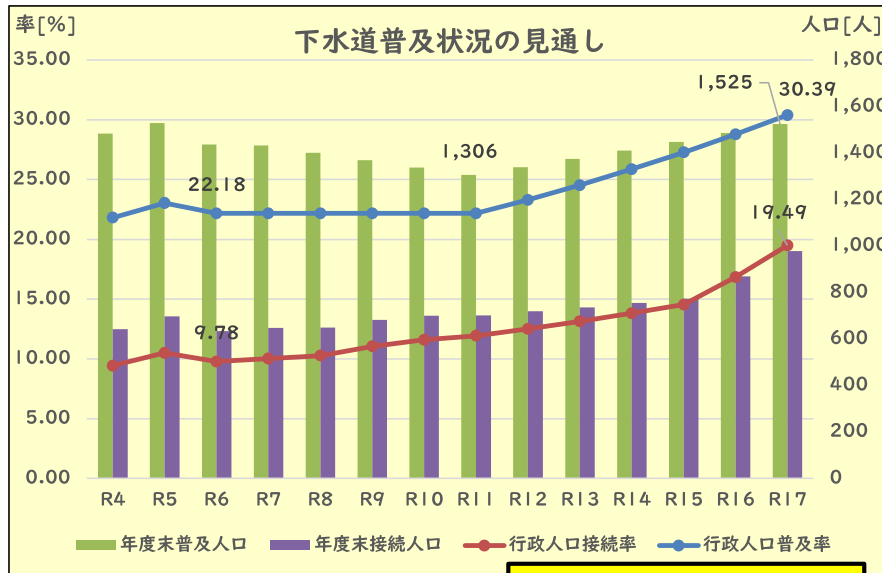
		旧経営戦略					本経営戦略									
		実績					見込									
	単位	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
処理区域面積	ha	32.38	32.38	32.38	32.38	32.38	32.38	32.38	32.38	34.36	36.46	38.68	41.04	43.54	46.20	
整備率	%	53.08	53.08	53.08	53.08	53.08	53.08	53.08	53.08	56.33	59.77	63.41	67.28	71.38	75.74	
年度末行政人口	人	6,805	6,637	6,474	6,455	6,314	6,172	6,031	5,889	5,748	5,602	5,456	5,310	5,164	5,018	
年度末普及人口	人	1,484	1,529	1,436	1,432	1,401	1,369	1,338	1,306	1,340	1,375	1,411	1,448	1,486	1,525	
年度末接続人口	人	642	697	633	647	649	682	700	702	719	736	754	772	869	978	
行政人口普及率	%	21.81	23.04	22.18	22.18	22.19	22.18	22.19	22.18	23.31	24.54	25.86	27.27	28.78	30.39	
行政人口接続率	%	9.43	10.50	9.78	10.02	10.28	11.05	11.60	11.92	12.51	13.14	13.82	14.54	16.83	19.49	
年間送水量(処理水量)	m <sup>3</sup>	76,760	76,920	81,225	80,228	80,476	84,568	86,750	87,073	89,156	91,264	93,496	95,728	107,756	121,272	
年間有収水量	m <sup>3</sup>	75,653	76,440	77,446	77,640	77,880	81,840	83,952	84,264	86,280	88,320	90,480	92,640	104,280	117,360	
有収率	%	98.56	99.38	95.35	96.77	96.77	96.77	96.77	96.77	96.77	96.77	96.77	96.77	96.77	96.77	
企業債残高対事業規模比率	%		10692.80	10220.68	9683.18	9996.73	9164.18	8635.62	8322.06	8158.60	7869.66	8869.51	8778.12	7915.91	7231.40	
現状の整備方針		接続勧奨期間					面整備再開									
料金改定の検証	(法適用)					●	必要に応じて改定				●	必要に応じて改定				
包括的官民連携					検討	導入										
<b>経費回収率</b>	<b>%</b>		<b>21.97</b>	<b>22.49</b>	<b>17.81</b>	<b>19.36</b>	<b>28.13</b>	<b>24.49</b>	<b>24.03</b>	<b>26.81</b>	<b>24.24</b>	<b>24.32</b>	<b>24.58</b>	<b>27.22</b>	<b>30.21</b>	
$A = B / C$																
下水道使用料(税抜)	千円		13,212	13,453	13,812	13,706	14,404	14,776	14,830	15,185	15,544	15,924	16,305	18,353	20,655	
汚水処理費(税抜)	千円		60,124	59,822	77,562	70,791	51,212	60,332	61,708	56,646	64,132	65,470	66,342	67,419	68,372	

## 2 経費回収率や収支構造改善に向けた取組内容

- 当面の間は整備済区域における新規接続を促進することで、令和11年度までに湯河原町への一定水量以上の送水量を目指し、使用料収入の増収を図る。
- 令和12年度以降はJR北側を中心とする新規管渠整備(面整備)を再開することで、更なる接続人口の獲得及び使用料収入の増収を図るとともに、令和14年度までに管渠整備率60%以上を目指す。また、企業債に依存し過ぎないように、計画期間の最終年となる令和17年度において企業債残高対事業規模比率7500%未満を目指す。
- 料金改定については、接続率の低迷が課題となっていることを踏まえ、接続勧奨の効果がある程度発現する令和9年度に改定の必要性を検証し、収支の状況や今後の整備費用を勘案して必要に応じて改定を行う。以降、少なくとも5年に1度は収支構造の適正化も踏まえつつ、料金水準が適正か否かを検証する。
- 過疎市町村かつ普及率が低迷する本町においては、ヒト・モノ・カネといった経営資源に乏しいことを踏まえ、町単独での事業運営を前提とせず、包括的な官民連携の可能性を検証するとともに、有効性が確認できれば速やかに導入し、体制の補完及びスケールメリットによる経費削減を図る。
- 以上の使用料収入の増収及び経費削減を並行して進め、経営健全化を図るとともに、**計画期間の最終年となる令和17年度において経費回収率30%超を目標とする。**

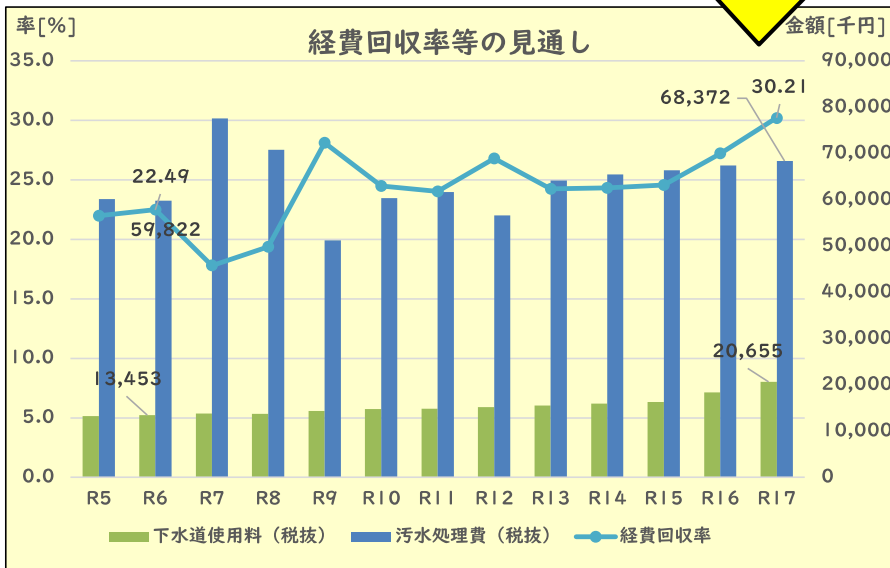
★ 業務指標又は経営指標の見通し（グラフ）

○ 下水道普及状況

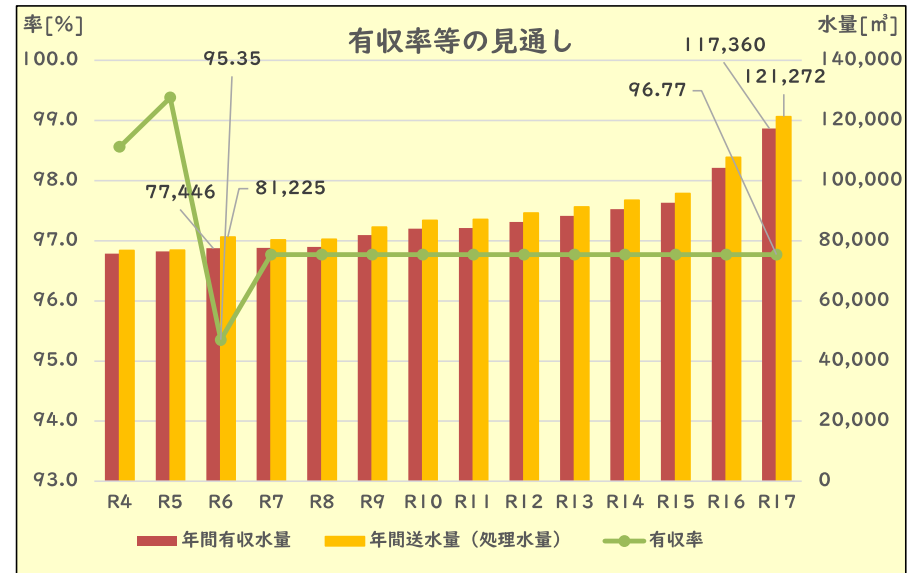


令和17年度において、  
経費回収率30%超を目標に設定

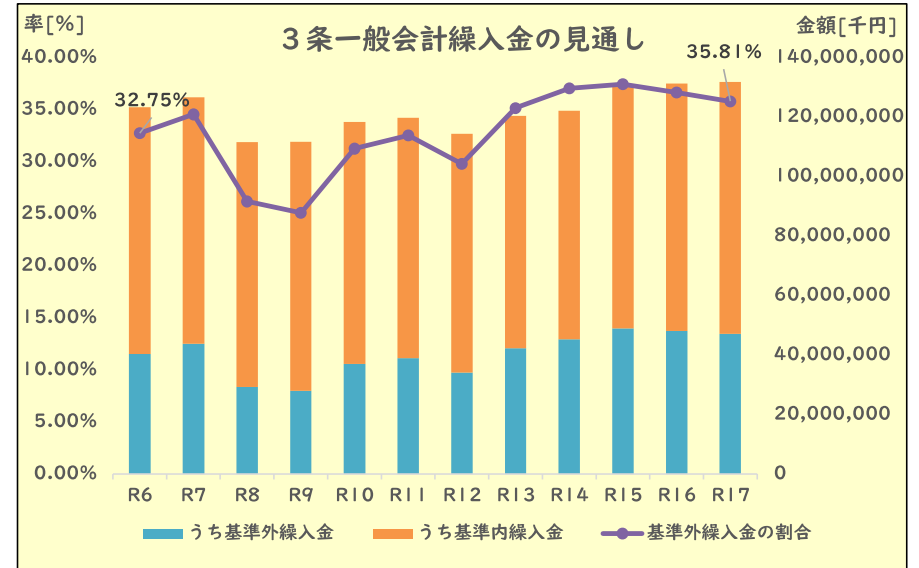
○ 下水道使用料、汚水処理費及び経費回収率



○ 送水量（処理水量）、有収水量及び有収率



○ 一般会計繰入金（収益的収入）の見通し



投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		2024		2025		2026		2027		2028		2029		2030		2031		2032		2033		2034		2035	
		6年度 (決算)	7年度 (決算)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度												
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	20,752	19,182	17,650	17,058	15,618	14,908	15,263	15,692	16,042	16,460	18,604	20,765												
	(1) 料 金 収 入	13,453	13,811	13,706	14,403	14,775	14,830	15,185	15,544	15,924	16,304	18,353	20,655												
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
	(3) そ の 他	7,299	5,371	3,944	2,655	843	78	78	148	118	156	251	110												
	2. 営業外収益	189,208	199,006	201,574	183,754	192,599	194,880	189,950	196,330	198,531	207,289	208,116	208,890												
	(1) 補 助 金	116,055	125,413	127,341	109,219	117,797	119,820	114,398	120,466	122,198	130,697	131,256	131,809												
	他 会 計 補 助 金	111,264	118,821	107,341	109,219	117,797	119,820	114,398	120,466	122,198	130,697	131,256	131,809												
	そ の 他 補 助 金	4,791	6,592	20,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	72,748	73,579	74,233	74,535	74,802	75,060	75,552	75,864	76,333	76,592	76,860	77,081												
	(3) そ の 他	405	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
収 入 計 (C)	209,960	218,188	219,224	200,812	208,217	209,788	205,213	212,022	214,573	223,749	226,720	229,655													
支 出	1. 営業費用	193,371	204,888	201,911	184,650	185,730	187,094	188,805	191,011	193,067	198,712	201,734	204,617												
	(1) 職 員 給 与 費	28,856	25,768	34,846	35,501	36,169	36,849	37,542	37,972	38,410	38,852	39,298	39,750												
	基 本 給 与 費	14,763	11,752	15,211	15,497	15,789	16,086	16,388	16,576	16,767	16,960	17,155	17,352												
	退 職 給 付 費	2,163	1,558	2,131	2,171	2,212	2,253	2,296	2,322	2,349	2,376	2,403	2,431												
	そ の 他	11,930	12,458	17,504	17,833	18,168	18,510	18,858	19,074	19,294	19,516	19,740	19,967												
	(2) 経 費	36,130	50,858	37,273	17,763	17,965	18,255	18,822	19,468	20,201	20,846	21,674	22,412												
	動 力 費	2,476	2,601	2,665	2,690	2,714	2,739	2,764	2,787	2,809	2,831	2,854	2,877												
	修 繕 費	5,784	15,431	364	378	393	409	425	437	449	462	475	489												
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
	そ の 他	27,870	32,826	34,244	14,695	14,858	15,107	15,633	16,244	16,943	17,553	18,345	19,046												
(3) 減 価 償 却 費	128,385	128,262	129,792	131,386	131,596	131,990	132,441	133,571	134,456	139,014	140,762	142,455													
2. 営業外費用	20,534	24,500	20,410	19,762	25,887	25,794	19,108	23,311	23,106	25,037	24,986	25,038													
(1) 支 払 利 息	18,469	18,109	18,031	19,400	19,203	19,215	18,969	16,641	16,479	18,461	18,612	18,900													
(2) そ の 他	2,065	6,391	2,379	362	6,684	6,579	139	6,670	6,627	6,576	6,374	6,138													
支 出 計 (D)	213,905	229,388	222,321	204,412	211,617	212,888	207,913	214,322	216,173	223,749	226,720	229,655													
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 3,945	△ 11,200	△ 3,097	△ 3,600	△ 3,400	△ 3,100	△ 2,700	△ 2,300	△ 1,600	0	0	0													
特 別 利 益 (F)	0	20,899	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
特 別 損 失 (G)	0	929	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	19,970	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 3,945	8,770	△ 2,647	△ 3,600	△ 3,400	△ 3,100	△ 2,700	△ 2,300	△ 1,600	0	0	0													
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 16,280	△ 7,505	△ 10,147	△ 13,747	△ 17,147	△ 20,247	△ 22,947	△ 25,247	△ 26,847	△ 26,847	△ 26,847	△ 26,847													
流 動 資 産 (J)	47,899	41,510	50,536	52,377	54,935	55,542	61,658	66,473	89,367	97,579	107,549	117,919													
う ち 未 収 金	1,673	3,917	8,597	9,035	9,268	9,302	9,525	9,750	9,988	10,227	11,512	12,956													
流 動 負 債 (K)	142,181	135,839	142,713	143,222	145,189	145,493	148,600	147,796	156,530	153,721	151,836	150,117													
う ち 建 設 改 良 費 分	114,341	115,423	120,244	120,552	121,984	121,741	124,287	123,058	131,360	128,110	125,777	123,601													
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
う ち 未 払 金	14,084	18,218	19,603	20,077	20,563	21,061	21,571	21,964	22,365	22,773	23,189	23,612													
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	△ 78	△ 39	△ 57	△ 81	△ 110	△ 136	△ 150	△ 161	△ 167	△ 163	△ 144	△ 129													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)																									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	20,752	19,182	17,650	17,058	15,618	14,908	15,263	15,692	16,042	16,460	18,604	20,765													
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)																									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)																									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)																									
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													

※表示の金額は千円未満が四捨五入されており、千円単位での計算が一致しない場合がある。

## 投資・財政計画

年 度 区 分		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034 (単位:千円)	
		6年度 (決算)	7年度 (決算) 〔 見 込〕	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資本的 収入	1. 企業債	51,100	69,600	131,100	58,900	70,700	55,000	114,100	103,100	301,900	146,400	149,800	149,600
	うち資本費平準化債	35,900	48,200	47,400	49,400	50,300	52,200	52,600	55,700	55,800	61,900	58,100	55,200
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	26,315	12,277	11,834	14,015	13,489	12,781	12,203	10,850	9,126	7,020	6,120	5,245
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	7,920	4,125	0	0	2,409	2,504	2,575	2,649	2,724	2,802	2,882
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	400	350	450	2,400	1,600	900	700	650	650	750	1,350	1,250
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	77,815	90,147	147,509	75,315	85,789	71,090	129,507	117,175	314,325	156,894	160,072	158,977	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)	77,765	90,147	147,509	75,315	85,789	71,090	129,507	117,175	314,325	156,894	160,072	158,977	
資本的 支出	1. 建設改良費	15,256	30,308	88,544	11,621	21,731	5,823	64,442	50,382	249,176	87,743	95,650	98,361
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	117,614	114,662	115,423	120,244	120,552	121,985	121,741	124,288	123,058	131,360	128,111	125,777
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	132,870	144,970	203,967	131,865	142,283	127,808	186,183	174,670	372,234	219,103	223,761	224,138	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	55,105	54,823	56,458	56,550	56,494	56,718	56,676	57,495	57,909	62,209	63,689	65,161	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	56,276	59,078	59,563	61,129	67,112	67,337	68,083	68,902	73,944	82,976	89,317	95,802
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	2,786	0	1,475	6,040	0	789	0	4,627	4,733	4,862	5,013	5,023
計 (F)	59,062	59,128	61,038	67,169	67,112	68,126	68,083	73,529	78,677	87,838	94,330	100,825	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 3,957	△ 4,305	△ 4,580	△ 10,619	△ 10,618	△ 11,408	△ 11,407	△ 16,034	△ 20,768	△ 25,629	△ 30,641	△ 35,664	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	1,491,846	1,452,384	1,471,862	1,414,118	1,367,666	1,303,782	1,298,841	1,279,954	1,460,396	1,475,437	1,497,126	1,520,949	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔 見 込〕	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的 収支分	収益的収支分	123,310	126,689	111,650	111,752	118,423	119,822	114,400	120,468	122,200	130,698	131,257	131,811
	うち基準内繰入金	82,931	82,920	82,417	83,717	81,404	80,833	80,312	78,118	76,919	81,744	83,123	84,609
	うち基準外繰入金	40,379	43,769	29,233	28,035	37,019	38,989	34,088	42,350	45,281	48,954	48,134	47,202
資本的 収支分	資本的収支分	26,315	12,277	11,834	14,016	13,490	12,782	12,204	10,851	9,127	7,021	6,121	5,246
	うち基準内繰入金	13,474	10,528	10,952	10,416	9,866	9,303	8,720	8,010	7,374	6,685	5,895	5,105
	うち基準外繰入金	12,841	1,749	882	3,600	3,624	3,479	3,484	2,841	1,753	336	226	141
合 計	149,625	138,966	123,484	125,768	131,913	132,604	126,604	131,319	131,327	137,719	137,378	137,057	

※表示の金額は千円未満が四捨五入されており、千円単位での計算が一致しない場合がある。